

一般廃棄物処理業許可証

住所 帯広市西23条北4丁目1番地2
氏名 有限会社 タナベ
代表取締役 田邊 宏 様

令和6年2月16日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(家屋解体に伴う一般廃棄物など)、ボサ、伐根等
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許可期間		令和6年 4月 1日から (2024年) 令和8年 3月31日まで (2026年)
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		大樹町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	南十勝環境衛生センター 広尾郡広尾町字紋別760番地3 南十勝廃棄物処理センター 広尾郡大樹町字萌和394番地2
	その他の	関係法令を遵守すること

令和6年3月7日

大樹町長 黒川 豊

